

| | |
|----------------|---------|
| R1 介護保険施設等集団指導 | |
| 令和2年2月17 | 市資料 2-2 |

1 基本方針

介護保険法（平成9年法律第123号）および健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法に基づき、函館市が指定した指定居宅サービス事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者および介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の介護給付等対象サービスの質の確保と向上および保険給付の適正化を図ることに主眼を置き、以下の重点指導項目に基づき指導を行う。

2 重点指導項目

(1) 集団指導

ア 基本事項

- ・サービスの提供に係る法令等の内容について周知し、法令遵守の徹底を図る。
- ・過去の指導事例等について説明し、事業運営の適正化を図る。

イ 事故の防止および報告内容について

- ・平成30年度に重点的に指導を行った誤薬事故を中心に、引き続き各種事故の発生傾向と、その防止対策について、過去の事例を参考に指導を行う。

ウ 高齢者虐待の防止および身体拘束の禁止

- ・高齢者虐待の防止や身体拘束禁止の制度について周知するとともに、虐待発生の背景・要因を説明し、虐待の未然防止への理解の促進を図る。

エ 職員の労働条件の確保・改善

- ・事業者の労働法規の遵守、職員の労働条件も確保・改善の重要性を周知し、その適正化を図る。

(2) 実地指導

ア 人員に関する基準および勤務体制の確保

- ・事業所に配置されている従業者が、条例・規則・要綱で定められる基準数を満たしているか確認し、その適正化を図る。（従業者の勤務状況を示す書類が整備されているか。兼務している場合は、それぞれの業務に従事した時間が明確になっているか。）

- ・有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む）については、実地検査と並行して、そこに併設等をしている介護保険サービス事業所との職員の兼務状況を重点的に確認する。

イ 介護報酬の算定および取扱い

- ・基本報酬および各種加算の算定について、関係法令等の内容を周知徹底するとともに、各種加算、減算における算定要件に基づいて、運営および請求が適切に行われているか確認し、その適正化を図る。
- ・介護職員処遇改善加算の算定要件である賃金の改善など、従業者の処遇向上に係る取組を行っているか確認し、その適正化を図る。

ウ 非常災害対策

- ・消防法等の法令等の遵守および火災・地震や地域特性を考慮した風水害・土砂災害・津波災害等の自然災害、特に平成30年北海道胆振東部地震による大規模なブラックアウトの発生などに備えた非常用電源・光源用等の電池の確保等をはじめとした非常災害対策の強化、取組について引き続き指導し、その適正化を図る。

エ サービス内容、手続の説明および同意の確保

- ・居宅サービスについて、個別サービス計画は利用者の状況および希望を踏まえた具体的なサービス内容等を記載したものとなっているか、ケアプランの内容に沿ったものになっているか、また、計画内容については、利用者またはその家族に対して説明し利用者の同意を得ているか確認し、その適正化を図る。

- ・施設サービスについて、施設サービス計画の原案の内容を入所者またはその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得ているか確認し、その適正化を図る。

オ 感染症および食中毒対策

- ・平成31年も全国的に流行したインフルエンザなどの感染症および食中毒に対する介護保険施設内の感染対策委員会の設置および運営、職員研修の実施など、感染症等の防止および施設内で発生した場合の対応等について確認し、その適正化を図る。